

仮運転免許試験補助業務及び仮運転免許証作成、交付業務委託仕様書

第1 委託業務名

仮運転免許試験補助業務及び仮運転免許証作成、交付業務

第2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

第3 委託業務実施場所等

指定自動車教習所（以下「指定校」という。）の入校生に対する仮運転免許（以下「仮免許」という。）試験、仮運転免許証（以下「仮免許証」という。）作成及び交付は、入校生の利便を考慮し指定校の施設内において行うものとする。

第4 委託業務予定件数

教習所名	委託予定件数	
	補助	作成・交付
安芸自動車学校	570	520
東部自動車学校	500	440
南国自動車学校	550	490
高知県自動車学校	950	850
高知自動車学校	1,250	1,120
高知中央自動車学校	2,850	2,560
高知ニュードライバー学院	900	810
新土佐自動車学校	380	330
須崎自動車学校	450	400
四万十自動車学校	800	720
宿毛自動車学校	400	360
合計	9,600	8,600

※ あくまで委託期間中の見込み件数であり、必ず上記の件数の申請があることを約束するものではない。

第5 委託業務運営の基本方針

仮免許試験及び仮免許証の作成、交付業務は、本来公安委員会が行う業務であるが、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条第1項及び道路交通法施行規則（昭和35年総府令第60号。以下「規則」という。）第31条の4の7の規定に基づき、仮免許試験の補助及び仮免許証の作成、交付業務を委託するものであり、あくまでも公安委員会の責任の下に行うものである。

したがって、委託業務の取扱いは、すべて公安委員会の指導監督に従い行うものとする。

また、業務の委託を受けた教習所の職員又はこれらの職にあった者は、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととされている（法第108条第2項）ので、関係職員に対する指導教養を行い、その記録を契約後1年間保管すること。

第6 法人等の要件

仮運転免許試験補助業務及び仮運転免許証作成、交付業務は、別に定める「令和8年度取得時講習等の委託に関する高知県公安委員会認定審査について」により、高知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が審査した結果、適格と認定した法人等に委託するものとする。

第7 委託業務の内容

1 仮免許試験補助業務

法第89条に基づく仮免許試験を受けようとする者に対する仮免許試験の補助業務（以下「補助業務」という。）

2 仮免許証作成、交付業務等

(1) 法第89条に基づく仮免許試験の合格者に対する仮免許証の作成、交付業務（以下「交付業務」という。）

(2) 法第94条に基づく免許の再交付申請にかかる仮免許証の作成、交付業務（以下「再交付業務」という。）

第8 仮免許試験を行う職員

1 補助業務は、管理者又は管理者の指名する副管理者

2 作成業務は、管理者が指名する職員

第9 仮免許試験の申請等

1 申請の手続

申請は、別記第1号様式「運転免許申請書 仮免」（以下「申請書」という。）により、高知県警察本部運転免許センター長又は指定校を管轄する警察署長（以下「免許センター長等」という。）に申請するものとする。

2 必要書類の添付

(1) 申請書には別記第12号様式「質問票（以下「質問票」という。）」、修了証明書、本籍が記載されている住民票の写し（個人番号が省略されているもの。外国籍の場合は、特定事項（外国人住民となった年月日、住所を定めた年月日、国籍、住民基本台帳法第30条の45に規定する区分、在留資格、在留期間等、在留期間の満了日、在留カード等の番号）が記載されているもの。）、写真等必要な書類を添付するものとする。

(2) 県外居住者の仮免許申請を行う場合は、教習原簿の写しなど、その記載内容から当該教習所において現に教習を受けている者であることが確認できる書類

を添付すること。

- (3) 入校生に係る運転免許試験受験予定者データを公安委員会が準備する外部記録媒体に保存したものを添付する場合、別添の要領により提出をすること。

3 申請書の記載方法

- (1) 申請書の記載方法は、次の各号によるものとする。

ア 記載欄

氏名、生年月日、本籍（国籍）及び住所欄は、住民票の写し又は、運転免許証のとおり文字で明瞭に、かい書で記載し、又は5号活字で印字すること。

（注）申請書の取扱い、申請時の窓口における対応等については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、プライバシー保護に十分配慮すること。

イ 「現に受けている免許」欄

交付年月日、照会番号、公安委員会名、免許の種類、免許の条件、生年月日、免許証番号（マイナ免許証の場合は、免許情報記録情報）、性別を記入すること。

ウ 「受験番号」欄

- (ア) 仮免許受験番号及び仮免許証番号を別表の「県内指定自動車教習所別受験番号等配分表」により行うものとする。
- (イ) 受験番号は仮免許証番号と一致させ、暦年に関係なく追番号とし、配分表（番号）を消化した場合は最初の番号に戻ることとする。

エ 「資料区分」欄

「現に受けている免許」がある者は「J2」を、その他の者は「J1」を○で囲むこと。

オ 「練習方法」欄

別表の「県内指定自動車教習所別受験番号等配分表」により当該教習所の練習方法コードを記入すること。

カ 「受けようとする免許の種類」欄

「大型仮」、「中型仮」、「準中型仮」、「普通仮」のいずれかを○で囲むこと。

- (2) 「適性試験結果」欄

適性試験結果欄は、規則第23条（適性試験）に基づいて行い、その結果を次により記入すること。

ア 視力

- 裸眼で合格に達する者は、裸眼欄に裸眼視力を記入すること。

○ 矯正により合格に達する者は、眼鏡又はコンタクトに丸印を、オルソレンズを使用する者は、オルソレンズと記入し、矯正視力を記入するとともに、裸眼欄に裸眼視力を記入すること。

イ 視野

一眼の見えない者又は一眼が合格基準に達しない者については、他眼の左右視野の値をそれぞれ記入すること。

ウ 深視力

大型自動車等の受験者に対しては、3回行いその数値を記入すること。

エ 色彩識別能力

適又は否を○で囲むこと。

オ 聴力

第1号又は第2号（規則第23条第1項表中聴力欄第1号及び第2号）を○で囲むこと。

カ 身体等に障害のある者に対する取扱い

身体等に障害のある者に対する記載方法は、事前に免許センターの指導を受けること。

(3) 「年月日」欄

年月日欄は申請年月日を記入すること。

(4) 「写真」欄

写真欄には、規則第17条第2項第10号に基づく申請用写真を貼付すること。

(5) 「確認者」欄

確認者印欄は、管理者又は管理者の指名する者が確認し押印すること。

4 質問票の記載方法

(1) 質問票の注意事項欄の内容をよく理解させて正確な記入をさせること。

(2) 日付の元号の記載有無は問わないものとする。

(3) 誤記入をした場合は、同質問票への訂正ではなく、新たな質問票へ書き直しをし、誤記入した質問票は、免許センター長等へ確実に送付すること。

(4) 「はい」に応答があった場合は、聞き取りを行い公安委員会へ連絡をするとともに受験の可否についての判断を仰いだ後に試験を実施すること。

なお、聞き取り等については、プライバシー保護を十分配慮すること。

5 仮免許試験実施後の提出書類

仮免許試験実施後には、次の書類を免許センター長等に提出するものとする。

○ 別記第1号様式「運転免許申請書 仮免」

○ 別記第2号様式「仮免許試験の実施結果一覧表」

○ 別記第3号様式「仮免許試験合格者名簿兼送付書」

- 別記第4号様式「仮免許証交付簿」
- 別記第5号様式「高知県収入証紙納付書」
- 別記第6号様式「答案用紙」
- 別記第7号様式「仮免許試験（学科）の実施簿」
- 別記第12号様式「質問票」

6 手数料納付の時期

仮免許試験手数料は、別記第5号様式「高知県収入証紙納付書」に必要事項を記入し、高知県収入証紙を貼付して申請時に納付するものとする。

第10 仮免許試験

1 受験資格

受験者の資格は、法第96条第1項に定める受験資格を有するほか修了検定に合格した者で管理者の確認を受けた者とする。

受験時の本人確認は仮免許試験実施前に行い、本人確認書類は申請時に添付する書類を除き、旅券、健康保険の被保険者証、個人番号カードその他の書類で当該免許申請者が本人であることを確認するに足りるものとする。

2 試験の実施時期等

試験は1日1回とし、官庁の執務時間内に仮免許証の交付が受けられる時間帯に行うものとする。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日（以下「休日」という。）に行った試験の仮免許証の交付は、休日明けの平日とする。

3 試験の場所

学科試験は、不正防止と公平性を確保できる静穏な教室で実施するとともに試験内容等に影響を及ぼすおそれのある教材等は撤去しなければならない。

4 試験の立会

指定教習所の施設において仮免許学科試験を実施する場合、警察職員の立会ができないときは、管理者又は副管理者の立会の下に行うこと。

5 試験前の確認

(1) 申請書

申請書は、前記第9の3のとおり記載しているかを確認すること。

(2) 質問票

質問票は、試験当日の試験実施前に受験者に記入させること。

(3) 受験者の確認

申請書、教習原簿等により受験者の人員点呼と資格確認を行い、受験番号を付与する。

(4) 適性試験

適性試験は、規則第23条の科目について学科試験前に実施するものとし、結果については、適性試験実施者が申請書の適性試験結果欄へ正確に記入し、実施者欄に押印をすること。

(5) 座席の指定

受験者数及び試験室の規模に応じ、受験番号により座席を指定する。

(6) 試験前の説明

学科試験を実施する前に別記第6号様式「答案用紙」を配付し筆記用具の携帯を確認した後、次に掲げる説明を行うものとする。

- 不正受験防止に関すること。
- 試験の実施時間に関すること。
- 答案用紙の記載方法に関すること。
- 途中の退室と再入室の禁止に関すること。
- 質問に関すること。
- 休日の仮免許学科試験の受験者は、仮免許証の交付日、有効期限等を説明し、これに理解を得られた者にのみ受験させること。
- その他必要な事項に関すること。

6 学科試験問題

(1) 試験問題、答案用紙等の保管

ア 試験問題及び休日に実施した答案用紙は、管理者が施錠のある金庫等に収納し、常に厳重保管をして試験問題及び答案用紙の漏洩・盗難・紛失防止に万全を期するものとし、紛失等があった場合は、ただちに運転免許センター長（以下「免許センター長」という。）に報告すること。

イ 問題の出し入れは管理者が確実に行い、別記第8号様式「試験問題出入簿」に記録しておくものとする。

(2) 試験問題の指定

ア 学科試験問題は、管理者が保管する問題（以下「保管問題」という。）により行うものとする。

イ 管理者又は副管理者が保管問題を使用して試験を行う場合は、免許センター長（免許センター長が指定した者を含む。）から問題番号の指定を受けた後に行うこととし、問題番号の指定状況を明らかにすること。

(3) 試験問題の配付と試験実施要領

試験前の確認実施後に問題を配付し、答案用紙に問題番号その他必要事項を記入させ次の要領により円滑に試験を行うものとする。

ア 試験開始は「ただ今〇時〇分です。始めてください。」と時間を確認させ開始すること。

- イ 試験室には、受験者全員から見える位置に時計を備付け、その時計を基準とすること。この場合において、不足の事態を想定し予備計測を行うこと。
- ウ 試験終了時間を黒板等に明示すること。
- エ 試験中は正面又は教室内を移動するなどにより監視すること。
- オ 試験終了時間10分前及び1分前には受験者にその旨教示し答案用紙提出の準備をさせること。
- カ 試験終了時間までに答案が終った受験者には、途中退室を認めてもよいものとするが再入室は禁止すること。
- キ 試験を終了した時は「試験を終わります。筆記用具を置いてください。」と教示すること。
- ク 試験が終了した時点で担当者は、自ら又は補助者が即時試験問題及び答案用紙を回収すること。
- ケ 試験問題及び答案用紙の確認をその場で行うこと。
- コ 合格発表のおおむねの時間を教示すること。

(4) 試験の採点

- ア 試験終了の合図の後に解答をした試験問題に対しては、採点の対象としないものとする。
- イ 採点は、誤り箇所を赤色で確認をしたうえ答案用紙の得点欄に点数を記入するものとする。
- ウ 採点は、管理者又は副管理者が行い、仮免許証交付前に免許センター長等に合否の結果を受けるものとする。

(5) 合格発表

- ア 合格発表は、口頭又は合格発表板等を用い行うものとするが、試験問題の解説等は行ってはならない。

なお、休日実施の仮免許学科試験の合格発表は、可能な限り休日の翌日に免許センター長等の確認を受けた後に行うこと。

- イ 合格者に対しては、速やかに仮免許証の交付を行い、その他必要事項について教示するものとする。ただし、休日実施の仮免許証の交付は、休日明けの平日に行うこととする。

(6) 答案用紙の整理及び提出

- ア 答案用紙は、試験実施日ごとに受験者数、使用問題、合否別に編冊し、別記第7号様式「仮免許試験（学科）の実施簿」によりその状況を明らかにするとともに速やかに免許センター長等に提出するものとする。

- イ 答案用紙は、原則として別記第6号様式を使用するものとするが、採点が電算処理等によりマークシート用紙を使用する場合は、別記第6号様式の内

容が網羅されている用紙を使用すること。

第11 仮免許証の作成等

1 仮免許証の受払い

管理者は、あらかじめ免許センター長等から必要な仮免許証用紙を受領し、施設のある金庫等に保管し確実な管理に努めるとともに、仮免許証用紙を受領、記載、棄損の都度、別記第9号様式「仮免許証用紙受払簿」に記載してその状況を明らかにしておかなければならない。

また、棄損等の仮免許証用紙は免許センター長等へ速やかに返納すること。

なお、年度初めに前年度から繰り越しがある場合は、繰り越し数を第1行目に記載する。

2 仮免許証の記載

仮免許証は、仮免許試験に合格した者に対し、次により記載し作成するものとする。

(1) 仮免許証番号

仮免許証番号は、別表の「県内指定自動車教習所別受験番号等配分表」により仮免許証番号配分表により行うこと。

(2) 交付年月日

実際に仮免許証が交付される日を記入すること。

(3) 氏名、生年月日、本籍（国籍）、住所

次項目に留意し、申請書・住民票の写し等と照合確認のうえ正確に記入すること。

ア 申請者が現に免許を受けている者である場合

現に受けている免許に係る免許証の氏名、生年月日、本籍（国籍）、住所（以下「氏名等」という。）を記載すること。

イ ア以外の者である場合

(ア) 住民基本台帳法の適用を受ける者

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写しに記載されている氏名等を記載すること。この場合において、氏名の文字が戸籍法（昭和22年法律第224号）第7条に規定する戸籍簿に登載されている文字と異なる時は戸籍簿に登載されている文字を記載すること。

(イ) 住民基本台帳法の適用を受けない者

旅券、外務省の発行する身分証明書又は権限のある機関が発行する身分を証明する書類（以下「旅券等」という。）に記載されている氏名、生年月日、本籍（国籍）を記載すること。

また、住所については、旅券等の提示だけでは確定することができないため、居住証明書の提示を求め、それにより確認をした後、仮免許証の住所欄に記載すること。

ウ 外国人の氏名記載時の留意点

- (ア) 住民票の写し又は旅券等に、ローマ字で表記した氏名に漢字又は仮名が併記されている場合は、ローマ字による氏名に漢字又は仮名を併記すること。

また、住民票の写しに通称名が記載されている場合で本人が仮免許証に通称名の記載を希望する時は通称名も記載すること。

- (イ) ファースト・ネーム、ミドル・ネーム及びラスト（ファミリー）・ネームを有する者である場合は、ラスト・ネーム、ファースト・ネーム、ミドル・ネームの順に記載するものとし、氏名の全部が記載できないときは、ミドル・ネームについては頭文字のみを記載すること。

(4) 有効期間

適性試験に合格した日から起算して6月目の年月日を記入すること。

(5) 仮免許証の種類

仮免許証の種類欄には、「普通仮免許」と不動文字を印刷してあるので、普通仮免許の場合はそのままとし、大型仮免許、中型仮免許又は準中型仮免許の場合は「普通仮免許」の文字を二重線で抹消し、新たに大型仮免許、中型仮免許又は準中型仮免許と記載すること。この場合、ゴム印等による記載も可能とする。

(6) 免許の条件

必要な条件を記入すること。

(7) 写真

写真は、規則第17条第2項第10号に基づく申請用写真を貼付すること。

(8) 押出スタンプ

管理者は、上記(7)までの記入等が終った仮免許証を前記第9の5の関係書類とともに免許センター長等へ提出し、確認を受けた後、免許センター長等が保管する「高知県警察本部長」の押出スタンプによる契印を求めること。

(9) 備考

免許の備考欄には、条件欄に記載できなかった条件又は記載事項の変更、その他必要な事項を記載すること。

第12 申請者への仮免許証の交付

1 交付の時期

仮免許証は、原則として試験の合格日に交付するものとする。やむを得ない理

由により交付できなかった場合は路上教習開始前までに交付するものとする。ただし、休日に行った試験の合格者の仮免許証は、休日明けの平日に交付するものとする。

2 交付手数料の納付及び受領

交付手数料は、別記第5号様式「高知県収入証紙納付書」に必要事項を記入し、高知県収入証紙を貼付して交付時に納付するものとする。

3 仮免許証交付簿の提出

別記第4号様式「仮免許証交付簿」は、仮免許証を交付した都度、免許センター長等へ提出し確認を受けるものとする。

4 紛失等の防止

仮免許証を交付するときは、紛失・棄損等の防止及び再交付の申請要領等について指導教示しておくものとする。

5 再交付の手続き

(1) 仮免許証の再交付申請は、規則第21条の規定に基づく運転免許証再交付申請書（以下「再交付申請書」という。）に、申請用写真2枚と必要書類を添付して提出させるものとする。

(2) 県外居住者の仮免許証の再交付申請を行う場合は、教習原簿の写しなど、その記載内容から当該教習所において現に教習を受けている者であることが確認できる書類を添付すること。

(3) 再交付申請書は、申請者が指定校を経由して申請することとし、指定校を管轄する警察署長がこれを受理するものとする。ただし、申請者が高知市又はいの町に所在する指定校に入所している者であるとき、又は指定校を経由せずに申請するときは、免許センター長が受理するものとする。

なお、再交付申請書を受理した時は、当該申請書の左上段に㊟と朱書して仮免許証の再交付申請であることを明らかにしておくこと。

(4) 免許センター長等は、仮免許証の再交付をする時は、次に掲げるとおり作成及び交付手続きを行うこと。

ア 再交付する仮免許証（以下「再交付仮免許証」という。）は、再交付する前の仮免許証と同一のものを作成すること。

イ 再交付仮免許証の備考欄に、再交付年月日を記載すること。

ウ 再交付仮免許証は、再交付申請書を受理した日に即日交付するものとする。

また、再交付仮免許証を交付した時は、仮免許証交付簿に必要事項を記載し、その処理経過を明らかにしておくこと。

第13 実績報告及び検査等

1 実績報告

- (1) 補助業務及び交付業務の実施結果については、補助業務及び交付業務の実施ごとに、別記第2号様式「仮免許試験の実績結果一覧表」により、前記第9の5の関係書類とともに免許センター長等に報告すること。

また、一月分を翌月10日までに別記第10号様式「仮免許補助業務等実施結果報告書（月報）」により、免許センター長に報告すること。

- (2) 第9の6及び第12の2の規定で受理した「高知県収入証紙」については、別記第5号様式「高知県収入証紙納付書」に貼付し、公安委員会の確認を受けること。

2 委託業務の検査等

免許センター長等は、前記1による仮免許補助業務等実施結果報告書を受理したときは、速やかに検査を行うものとし、検査に合格しないときは、受託者に対して指定する期間内に補正を指示するとともに、受託者は当該期間内までに補正を完了して再検査を受けるものとする。

第14 委託料の請求

前記第13に掲げる検査に合格したときは、別記第11号様式の「請求書」を作成し、免許センター長を経由して警察本部長に請求するものとする。

第15 指導監督及び随時の検査

免許センター長は、委託業務が適正に執行されるよう、受託者及び委託業務に従事する職員に対して指導監督を行うものとする。

また、免許センター長等は、必要に応じて随時に検査を行うものとし、受託者は、検査を受けるに当たって免許センター長等の要求に応じて、必要な書類等を提示しなければならない。

第16 研修

受託者は、業務に必要な研修会を開催し、職員の知識及び能力の向上に努め、委託業務の充実を図ること。

また、免許センターが行う業務に関する研修等を受けさせること。

第17 問題等発生時の措置

委託業務実施中に事故等特異事案が発生した場合は、直ちに公安委員会に報告すること。

第18 別記様式の取扱いについて

原則として別記各様式により実施するものとする。

第19 協議等

受託者は、委託業務について公安委員会の指導を受けるほか、実施に当たって疑義が生じたときは、相互に協議を行うものとする。

別添

指定自動車教習所入校生に係る運転免許試験受験予定者データの提供について

みだし対象者に係る運転免許試験受験予定者情報の提出方法は下記のとおりです。
記

- 1 対象データ
教習所入校生に係る運転免許試験受験予定者データ
- 2 データ搬送媒体等
 - (1) 媒体
免許センターが準備する自己暗号化機能付きUSB（別記仕様）
 - (2) パスワード
8桁以上16桁以内の任意のキーワード
 - (3) 搬送方法
USBは、免許センター又は警察署に持参する仮免許申請書類等に添付。
なお、パスワードは、收受時に口頭伝達又は書類にしない方法で伝達。
- 3 收受方法等
 - (1) 搬入
教習所職員が教習所でUSBの暗号化を解除し、対象データをUSBに格納して免許センターまたは警察署に持参。
 - (2) 収納・返却
以下の手順で対象データの収納、USBの返却を行う。
ア 免許センター又は警察署の担当者が、持ち込まれたUSBの暗号化を解除して対象データを県運転免許管理システムに収納。
イ USB内の対象データを削除。
ウ USBを自動車学校職員に返却。
- 4 その他
 - (1) USBの搬入を行う日時等については、都度、教習所職員が運転免許センター又は警察署担当者と調整するものとする。
 - (2) USBが故障又は破損した場合は、運転免許センター又は警察署において代替品と交換するものとする。

別記

磁気媒体（USB）の仕様等

項目	内容
容量	4GB
USB媒体	機能：自己暗号化機能付き （USBを装置から取り外すと自動的に暗号化される） ラベル表示：KデータNN（NNは01～） 媒体管理番号：○○○○

別表

県内指定自動車教習所別受験番号等配分表

教習所	区分 練習方法コード	配分受験番号	配分数
高知県自動車学校	8301	00001～04999	4999
高知中央自動車学校	8302	60000～67999	8000
高知自動車学校	8304	10000～14999	5000
東部自動車学校	8305	15000～19999	5000
須崎自動車学校	8306	20000～23499	3500
四万十自動車学校	8307	25000～28499	3500
宿毛自動車学校	8308	30000～32999	3000
安芸自動車学校	8309	33000～36499	3500
南国自動車学校	8313	45000～49999	5000
高知ニュードライバー学院	8314	50000～54999	5000
新土佐自動車学校	8316	69000～71999	3000

※ 注意事項

仮免許証を作成する場合は、受験番号と仮免許証番号を一致させ、暦年に関係なく追番号とし、配分数（番号）を全て付与した場合は、最初の配分数（番号）に戻って付与すること。

別記

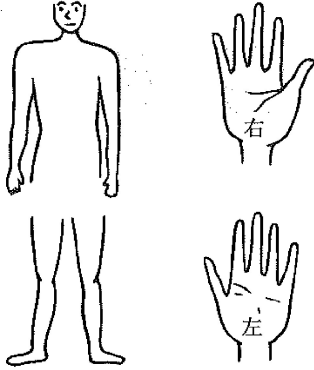
第1号様式

様式第3号 (2関係)

備考 一、大塚で押込んだ欄のみ記載すること。
二、明りようにかい書で記載すること。

運転免許申請書 (仮免)																			
高知県警察本部長 殿						年 月 日			昭和 年 月 日										
① フリガナ		② 氏名		男・女	生年月日	昭和 年 月 日			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 写真貼付 (30×24mm) ここをはがして 写真を貼付して ください。 </div>										
③ 本籍・国籍等						④ 住所						電 話							
試験免除の該当理由						現に受けている免許の種類						自宅 勤務先 携帯							
⑤ 交付日 照会番号		年 月 日		交付公安 委員会		公安 委員会		免許の種類											
⑥ 住所		普通		大特		大白二		普自二		小特									
⑦ 資料区分		J1		J2		受 験 号		免許の条件等											
⑧ 生年月日		昭和 平成		年 月 日		⑨ 性別		男 女											
⑩ 免許証番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0		⑪ 練習方法		⑫ 免許情報 記録番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0											
⑬ 受けようとする免許の種類		大型仮		中型仮		準中型仮		普通仮											
⑭ 免許を与える場合の条件等		11		18		19		12											
資料作成者		印		確 認 者		印		実 施 年 月 日											
遠 視 性 結 果		左 0. 右 0.		視 野		深 視 力		聴 力		な し		運 動 誘 導 力		色 辨 別 力		結 果		実 施 者	
遠 視 性 結 果		左 0. 右 0.		視 野		深 視 力		聴 力		な し		運 動 誘 導 力		色 辨 別 力		結 果		実 施 者	
遠 視 性 結 果		左 0. 右 0.		視 野		深 視 力		聴 力		な し		運 動 誘 導 力		色 辨 別 力		結 果		実 施 者	

仮運転免許申請書（裏）

身体障害の状態	備考
	<p>Blank space for notes, divided into seven horizontal sections by dashed lines.</p>

合格証明	学科	確認者	技能	確認者
		印		印

第2号様式
第3号様式 (第2関係)
 (その1)

仮免許試験の実施結果一覧表

受託者名

年 月 日

所属長		次長等		課長補佐 (課長)		係長		主任		試験官 (管理者/副管理者)	
仮免許 の種類	受験 番号	氏 名		住 所		適性 試験	学科 試験	修了 検定	合否 の別	備考	
仮免許学科試験実施日 (月 日)							仮免許証交付日 (月 日)				
受験者数		免除者数		補助業務数			交付業務数				

注 10件を超える場合は、(その2) の用紙を使用すること。

第3号様式

第1号様式（第2関係）

（その1）

所属長	次長等	課長補佐 （課長）	係長	主任	係

仮免許試験合格者名簿兼送付書

年月日	年 月 日
試験実施場所	
取扱者	

仮免許証の番号	氏名	備考

- 注 1 「年月日」欄は、仮免許試験の実施日を記入すること。
2 「取扱者」欄は、名簿作成者の氏名を記入すること。

第4号様式

第4号様式（第2、第3関係）

（その1）

所属長	次長等	課長補佐 （課長）	係長	主任	係

仮免許証交付簿

年月日	年 月 日
交付場所	
交付責任者	

仮免許証の番号	氏名	交付者	備考

- 注 1 「年月日」欄は、仮免許試験の実施日（再交付にあっては、再交付日）を記入すること。
- 2 「交付場所」欄は、仮免許証の交付場所を記入すること。
- 3 「交付責任者」欄は、仮免許試験の実施日（再交付にあっては、再交付日）の責任者（管理者）の氏名を記入すること。
- 4 「交付者」欄は、実際に仮免許証を交付した者が氏名を記入し、又は押印すること。
- 5 仮免許証は、原則として仮免許試験当日に、合格者に対し交付するものとするが、同日に交付できなかった場合は、実際に仮免許証を交付した日を「備考」欄に記入すること。また、再交付の場合は、同欄に「再交付」と記載すること。
- 6 10件を超える場合は、（その2）の用紙を使用すること。

第5号様式

年 月 日

高知県公安委員会 殿

氏 名

高知県収入証紙納付書（運転免許関係）

納 付 額	¥		円	
納付の原因	試験手数料		限定解除審査手数料	普通二輪車講習手数料
	〃（仮免許）		初心運転者講習通知手数料	応急救護処置講習手数料
	免許証交付手数料（仮免許）		普通車講習手数料	応急救護処置（二）講習手数料
	免許証再交付手数料（仮免許）		大型二輪車講習手数料	高齢者講習手数料
	普通旅客車講習手数料		中型旅客車講習手数料	講習予備検査手数料
	大型旅客車講習手数料		準中型車講習手数料	

はりつけ箇所

第6号様式

答 案 用 紙										合 否		点		
試験種別			受験番号			氏名				問題番号		整理番号		
問 1	正	誤	問 11	正	誤	問 21	正	誤	問 31	正	誤	問 41	正	誤
問 2	正	誤	問 12	正	誤	問 22	正	誤	問 32	正	誤	問 42	正	誤
問 3	正	誤	問 13	正	誤	問 23	正	誤	問 33	正	誤	問 43	正	誤
問 4	正	誤	問 14	正	誤	問 24	正	誤	問 34	正	誤	問 44	正	誤
問 5	正	誤	問 15	正	誤	問 25	正	誤	問 35	正	誤	問 45	正	誤
問 6	正	誤	問 16	正	誤	問 26	正	誤	問 36	正	誤	問 46	正	誤
問 7	正	誤	問 17	正	誤	問 27	正	誤	問 37	正	誤	問 47	正	誤
問 8	正	誤	問 18	正	誤	問 28	正	誤	問 38	正	誤	問 48	正	誤
問 9	正	誤	問 19	正	誤	問 29	正	誤	問 39	正	誤	問 49	正	誤
問 10	正	誤	問 20	正	誤	問 30	正	誤	問 40	正	誤	問 50	正	誤

注1 正または誤を○で囲むこと。もし、誤って○をつけたときは⊗で消すこと。

なお、一度⊗したのを生かすときは、○のとおりに記載すること。

2 答案用紙の右上部に教習所名を記載すること。

試験問題出入簿

管理者		取扱責任者		取扱者		出	月	日	時	分	問題 符号	～
						入	月	日	時	分		～
管理者		取扱責任者		取扱者		出	月	日	時	分	問題 符号	～
						入	月	日	時	分		～
管理者		取扱責任者		取扱者		出	月	日	時	分	問題 符号	～
						入	月	日	時	分		～
管理者		取扱責任者		取扱者		出	月	日	時	分	問題 符号	～
						入	月	日	時	分		～

第10号様式

仮免許補助業務等実施結果報告書（月報）

受託者名

年 月分

センター長	次長	課長補佐	係長	主任
補助業務数			作成・交付数	
件			件	

第11号様式

請求書

金額 円

ただし、仮免許試験補助業務等受託料（ 月分）として

補助業務 件 円

交付業務 件 円

上記の金額を請求します。

年 月 日

高知県警察本部長 様

所在地

名称

代表者

振込先

銀行 店

当座・普通 口座番号

口座名義人

備考 押印を省略する場合は、発行責任者及び担当者の氏名、連絡先（電話番号）の記載をすること。このとき、発行責任者と担当者は同一人物でも差し支えない。

質 問 票

次の事項について、該当する□に✓印を付けて回答してください。

- 1 過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）
を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。 □はい □いいえ
- 2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、
一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。 □はい □いいえ
- 3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、
日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上
となったことがある。 □はい □いいえ
- 4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。
・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日
以上続けたことが3回以上ある。 □はい □いいえ
・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けている
にもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。
- 5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよ
う助言を受けている。 □はい □いいえ

高知県公安委員会 殿

年 月 日

上記のとおり回答します。

氏名

（注意事項）

- 1 各質問に対して「はい」と回答しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。
（運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に記載してください。）
- 2 虚偽の記載をして提出した方は、1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処せられます。
- 3 提出しない場合は手続きができません。